

# 監事監査報告書

平成28年5月25日

学校法人 植草学園  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

学校法人 植 草 学 園

監 事 山 田



監 事 鈴 木 保 久



私たちは、学校法人植草学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人植草学園寄附行為第14条に基づいて、同学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたって、理事会、評議員会及び常務会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧しました。

また、会計監査人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施しました。

監査の結果、学校法人植草学園の平成27年度における業務は適正であり、計算書類等は、当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

以上

平成28年5月23日

学校法人 植草学園  
理事長 植草和典 殿

学校法人 植草学園  
監事 山田 清  
監事 鈴木 保久

### 平成27年度定期監事監査結果等について（報告）

監事は、平成27年度における学校法人植草学園の業務及び財産の状況について「学校法人植草学園監事監査規程(平成22年2月19日制定)」及び「平成27年度監事監査計画(平成27年12月17日理事長承認)(別紙1)」に基づき、定期監査を実施しました。

なお、監事は、常務会、理事会、評議員会に出席し、その資料により、学園の教育研究活動等の概要を確認、必要に応じて他の資料の提供を受けることができるよう支援されています。

また、内部監査規程を制定され、監事による監査業務を支援する体制を強化し、学園全体の教育研究活動を活性化するため、監事と学園内の各事務部署との連絡・調整等を行う部署として、理事長の下に内部監査室を設け、関係資料等の学園内の取り纏め等、監査機能の向上を図ることとされています。(平成28年度からは、実質的に機能させていくこととなります。)

## 1 監査の方法等

### 本法人の業務及び財産の状況について調査・検証

上記の「監事監査実施計画」のとおり、中期計画第4年目における全学園の業務の進捗状況や達成状況等について、また、平成27年度に学校法人植草学園中期計画(平成24年度～平成29年度)の中間見直しが行われ、目指す方向がより明確化されていますが、その観点も含めて年度末に書面による調査・検証を行いました。

〔全学園： 学校法人植草学園  
植草学園大学  
植草学園短期大学  
植草学園大学・植草学園短期大学図書館  
植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター  
植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センター  
植草学園大学附属高等学校

## 2 監査事項の取扱い

監査事項は、植草学園、植草学園大学及び植草学園短期大学については、事業計画の取組みのうち、特に重点的継続事業及び新規事業に係る事項について、また、植草学園大学附属高等学校、植草学園大学附属幼稚園（弁天幼稚園，美浜幼稚園）並びに植草学園弁天保育園については、全事項について、それぞれの業務の達成状況や内部統制（業務の効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、連携・協力体制）について検証しました。

## 3 監査結果の概要

### (1) 中期計画の内容（中期計画の見直しに伴う平成27年度事業計画を含む。）

急激な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、我が国は、将来の予測が困難な時代を迎えています。

学校法人も新たな要請に応じていくため、ガバナンス機能の最大化や新たな学校法人会計基準の導入に伴う早期の経営判断を促進するシステムの確立等、社会への一層の説明責任が求められています。

本学園の中期計画においては、人材の需要の動向等を踏まえ、安定的に学生の確保ができるようそれぞれ、学校間の連携強化策の検討・実施、また、財政基盤の強化策等社会の要請を踏まえ、経営の変化を分析され、4年目に入った中期計画における事業の取組みであると判断いたしました。

### (2) 業務監査の検証結果は、次のとおりです。

- ① 学園本部において、事業計画について取り組まれたもののうち、特に重点とされた事項及びその状況は次のとおりです。

#### ア ガバナンス機能の強化

学園の各部門（事務局，学校等）における業務に対する取り組みは、建学の精神を体して、理事会が決定した業務を執行することにあることを全教職員が集う「新年度の集い」において、また、理事長の年頭挨拶において説明し、ガバナンス意識の強化を図られています。

#### ○ 植草学園「建学の精神」

徳育を教育の根幹として、国を愛し、心豊かな、たくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的な実践力のある人材を育成する。

#### ○ 学園の建学の精神 教育理念の解釈

教育は 知育 体育 技育 徳育 → 教育の根幹

心の教育（heartの教育）＝ 品性の教育 感性の教育

- ・ 豊かな人間性に基づく思いやりの心
- ・ 人と感じ合い，分かり合い，支え合う心
- ・ 人の心の痛みにも，喜びにも共感し，ともに生きる共存の心

心の通う 質の高い 学園生活を通して 豊かな道徳心 倫理観 を育む

- 日常五心
  - 「ハイ」という素直な心
  - 「スママセン」という反省の心
  - 「ワタクシがします」という奉仕の心
  - 「オカゲサマで」という謙虚な心
  - 「アリガトウ」という感謝の心

#### イ 活力を生む職員人事制度改革

より活力ある事務組織とするための一方策として、人事評価制度の改革を検討されました。

人事評価制度は、学校法人植草学園業務評価規程（平成22年3月23日制定）に基づき試行・実施されてきました。

この評価制度の改革は、千葉銀行総合研究所のコンサルティングを受け検討されています。

平成26年度監事の業務監査において、課題として「中堅管理職の人事評価が不十分であること。部署毎に上司が部下を評価する形式となっており、双方向の評価が必要であること。評価基準が、経験年数等を踏まえたものとなっていないこと。」が提言されています。この検証も必要と思われれます。

なお、公務部門においては、平成27年給与勧告等で、能力・実績に基づく人事管理の必要性が報告されています。（千葉県知事部局においては人事評価制度の仕組みとして、「目標チャレンジプログラム」が実施されております。）

#### ウ 各キャンパスにおける施設設備等の整備

- (ア) 小倉キャンパスグラウンド(大学・短大・高校共用地)を439㎡ずつ10年計画で購入することが決定されています。今年度は、その計画の4年目にあたり、平成28年3月31日に平成27年度分の購入が計画どおり終了しています。
- (イ) 小倉キャンパスにおいて学生用駐車場として利用している借地（2975㎡）は、地権者から購入することについて合意することが可能となり、寄附行為上の手続（評議員会、理事会）を経て、具体的な手続を行うこととなりました。これにより、恒久的に学生駐車場を確保することができるようになります。
- (ウ) 小倉キャンパスの実習棟（B棟）を改修（屋上防水設備、外壁、電気設備、介護実習室、入浴実習室）、その整備が行われました。
- (エ) 「大学等の専門性を生かして、地域との連携を進めるための施設整備を推進する。」として、平成25年度私立学校施設整備費補助金を得て整備した小倉キャンパスの森を「植草共生の森」として、学生、教職員の手で継続して整備されています。

これまでの主な行事等は次のとおりです。

- 国連生物多様性の10年「グリーンウェイブ2014」への参加（植樹）  
国連が定める国際生物多様性の日（5月22日）に、世界各地の青少年、子どもたちの手でそれぞれの学校などで植樹等を行うことを「グリーンウェイブ」活動として呼びかけております。

学園では、平成26年5月22日に「植草共生の森」において、附属弁天幼稚園、弁天保育園の園児によりコナラを植樹しました。この様子は、朝日新聞及び千葉日報に掲載されました。

- 平成27年1月24日(土)にオープンセレモニー「植草共生の森ビオトープ祭」が開催されました。

当日は、近隣の幼稚園、保育園、小学校、高齢者及び障がい者介護施設、植草学園大学附属弁天幼稚園及び美浜幼稚園、植草弁天保育園から400人以上の多世代の参加がありました。

（植草共生の森の散策、「餅つき」、「焼き芋作り」、「バームクーヘン作り」の体験）

- 平成28年1月23日に「第2回植草共生の森ビオトープ祭」が開催され、第1回と同様に400人以上の多世代の参加がありました。（大谷石を利用した釜によるピザも加わりました。）

- 平成27年度には、1,200余名の方が訪れています。

- ② 大学において、事業計画について取り組まれたもののうち、特に重点項目とされた事項及びその状況は次のとおりです。

#### ア 教育の質の向上

入学時にプレースメントテストを実施し、学力差別クラス編成を実施、初年次教育の充実及び学修成果の把握を図るため、教員による教育改革等の検討をされ、平成28年度にまとめる予定であることとされています。

FD活動においても大学の教育の特色の理解、高等教育の改革の状況等について、教員間の共通理解を図ることに努められています。

また、学習支援環境（学修専用室：スタディコート、図書館ラーニングコモンズ拡充等）の整備、学外実習施設の増加を図られています。

#### イ 学生支援体制の強化

心理、勉学、生活、ハラスメント等、様々な相談に対して、教員によるオフィスアワーを設けているほか、学生課、健康管理室・カウンセラーとの連携により対応されているが、学生相談室を1部屋から2部屋に増設され、体制の強化を図られています。

また、障害のある学生への支援体制として、平成27年2月から短期大学と共通の「障害等のある学生支援会議」を置き、組織的に対応されています。入学予定者に障害がある場合は、入学前から必要な支援体制をとられています。

学生の声を聞く仕組みとして、投書箱を設置しています。また、学生生活満足度

アンケートを実施していますが、年々評価が向上しています。

#### ウ 附属高等学校、附属幼稚園、保育園との連携強化

附属高校との「高大連携講座（タイアップクラス講座、体験学習）を実施されています。なお、1・2年生にも、大学及び短大の説明会を開催し、その理解を深めることによる連携も行われています。

更に、附属高校における中学生対象の学校説明会にも大学・短大についての説明する機会を設け、この面でも高校との連携を強化されています。

附属幼稚園及び保育園については、大学・短大教員と合同研修会を実施されています。

また、平成27年度文部科学省の総合的な教師力向上のための調査研究事業「インクルーシブ教育構築のための特別支援教育カリキュラムの開発」に関する研究協議会においても連携を強化されています。

### ③ 短期大学において、事業計画について取り組まれたもののうち、特に重点項目とされた事項及びその状況は次のとおりです。

#### ア 教育の質の向上

カリキュラムの改善を図り、社会的ニーズに即応した専門科目「災害・緊急時の介護」、「施設経営」の授業内容を充実・発展させ、また、「キャリアガイダンス」等、共通科目の授業内容の充実を図り、初年度教育及びリメディカル教育を推進し、大学における教育を受け入れる能力と意識を高めています。

さらに、介護福祉士資格の国家試験化に備え、それに対応できる学力を養い、その結果、卒業時共通試験（模擬国家試験）に全員が合格しています。

#### イ 学生支援の充実

心理、勉学、生活、ハラスメント等、様々な相談に対して、クラス担任等、学生課、健康管理室・カウンセラーとの連携により対応していますが、学生相談室を1部屋から2部屋に増設し、体制の充実を図られています。

また、障害のある学生への支援体制として、平成27年2月から大学と共通の「障害等のある学生支援会議」を置き、組織的に対応されています。

学生の声を聞く仕組みとして、投書箱を設置しています。また、学生生活満足度アンケートを実施していますが、年々評価が向上しています。

#### ウ 地域・社会貢献

千葉市と大学等の共同研究事業として、「災害時の障害者等への支援に向けた人材養成」をテーマに平成27年10月に福祉避難所運営訓練を実施されました。

これは、千葉市から小倉キャンパスを「拠点福祉避難訓練所」として、災害時に高齢者や障害者等の被災者を受け入れることを要請されているものです。

訓練当日には、千葉市をはじめ、各障害関係団体や近隣の高齢者施設の協力の中、障害者41名の参加があり、地域介護福祉専攻全学生が、避難場所の設営・健康チェック体制・炊き出し・非常食準備や手配に加え、支援活動等々が展開さ

れました。毎年実施してほしいという強い要望も出されました。

なお、当日の様子が NHK の首都圏ニュースで放映されました。

また、平成 26 年に「幼保免許併有促進」、「保育士再訓練事業」等を目的に、千葉明德短期大学・千葉経済大学短期大学部と本学及び千葉市との協定に基づき、連携して夜間講座等を実施されています。

さらに、大学と一体となって、「公開講座」、「教員免許状更新講習」、「特別支援学校教諭免許法認定講習」等を開催されています。

「介護福祉士実務者学校（通信課程）」では、本年度は研修期間を 6 期設定して研修生のニーズに対応できるようにされています。

学生によるボランティア活動は、引き続き、地域・学校・保育園・幼稚園・福祉施設等で、活発に展開されました。

東日本大震災被災地へのボランティア活動は、8 月に福島県相馬市の知的障害者施設「原町学園」他 4 施設においてレクリエーション活動と施設内清掃等を行っています。

9 月に発生した「関東・東北豪雨」の被災地小山市において、被災民家の片付けの支援活動が行われています。

## エ 自己点検評価

平成 26 年度の自己点検報告書を、平成 27 年 5 月にまとめられています。

自己点検評価は、短期大学開学(平成 11 年)から実施していますが、平成 22 年度に短期大学基準協会による評価を受け、平成 23 年度から同協会の評価基準に沿って実施しており、その特色は、「地域貢献の取り組み」を取り入れていることです。

## オ その他

植草学園大学及び植草学園短期大学が持つ特別支援教育に関する専門性を生かす植草学園大学附属高等特別支援学校（仮称）の設置も構想し、条件等の調査検討を開始されました。

- ④ 高等学校教育においては、「学校運営委員会」を中心に、学習支援体制の見直し等、新たな観点からの教育改革方策の検討が進められています。

具体的には、平成 26 年度から始めた成果確認型授業を検証し、より一層の充実を図るため、5 教科の各科目における実施方法をまとめています。

次に、現行の 2 学期制から 3 学期制への移行を決定し、授業時間の確保及び成果確認型授業の状況、更にアクティブラーニングの導入を見据えた 55 分授業の試行を実施し、問題点や課題を検証し、平成 28 年度に備えています。

教員の資質向上のため、校長による面談指導を実施されています。教員研修会を開催するほか、外部研修会へも積極的に参加させています。

また、「進路指導」、「国際理解」、「高大連携」及び「部活動振興」を教育の4本柱として、一層の充実を目指し、特進コース・英語科・タイアップクラスのプロジェクトチームにおいて対策を検討、実施されています。

特進コースにおける外部講師による土曜講座の第2学年への拡大、英語科における「GTEC」による外部英語テスト、第二外国語の体験授業、普通科における1、2年生全員の英検受検、大学とのタイアップクラスを中心として高大連携を推進し、植草学園大学、植草学園短期大学への進学者増を図る等、積極的に教育の充実に努められています。

入試広報活動として、学習塾等への対策を強化させています。

学校評価の推進として、アンケート調査の結果の分析が行われ、魅力ある学校の構築に努められています。

⑤ 幼稚園・保育園においては、次のように取り組まれました。

ア 弁天幼稚園及び弁天保育園

平成27年度は、幼保一体化の推進として、こども園への移行準備期間として、必要な準備、整備が行われました。

(具体的な行事、保育内容、保育環境、職員の勤務体制、近隣住民及び保護者への説明、幼稚園、保育園の職員の人事交流等)

また、良質な保育・教育環境の整備として、園庭の整備、出入口の安全対策を強化されています。

研修においても、大学、短大の教員の参加を得て指導を受け、保育における質の向上に努められました。

更に、大学と短大教員との連携を強化し、保育等の質の向上を図られました。

その結果、両園は、平成28年3月31日をもって廃止となり、平成28年度から、「幼保連携型認定こども園植草学園大学附属弁天こども園」としてスタートすることとなりました。

イ 美浜幼稚園においては、他園への教員の研修を積極的に行っています。

また、大学、短大の教員との連携により、障害児にかかるインクルーシブ保育の研究も始められました。

更に、平成28年度から「未就園児」(3歳未満児)の受入を実施することとし、必要な規程整備等が行われました。

**(3) 財産の状況に関する監査**

財務の状況については、会計監査人(公認会計士)による監査と重複している部分もあり、監事は、会計監査人から年度当初に監査計画の説明を受け、定期的に実施される期中監査に立ち会い、決算監査について意見を聴取しました。(期中監査3回、決算監査1回、立会 計12日) 監査手法や検討事項も入手でき、自らの財産監査も効率的な監査を実施することができました。



#### (4) その他の監査事項

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が施行（平成28年1月1日）されたことに伴う対応として、就業規程及び個人情報保護規程の改正を行い、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、個人情報の保護対策を適切に措置されました。
- ② 産業医が平成27年度から交代し、従来に増して、職場の作業環境や職員の健康指導が充実されています。（毎月の衛生員会・職場巡視、定期健康診断結果の有所見者、その他希望者に対する健康指導等）
- ③ 労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行い、平成28年11月までにその結果を労働基準監督署に報告することが義務付けられたことに伴う対応として、「職員安全衛生管理管理等に関する規程」を改正、その細則として「ストレスチェック制度実施細則」を制定、4月以降に具体的方法を検討のうえ実施されます。
- ④ 植草学園大学においては、平成24年度からの発達教育学部カリキュラム改正の際に、教員免許取得に関する部分について、齟齬があったことが平成28年2月に判明、学園内に「検証委員会」を設置して、原因の検証、再発防止策等が策定されました。
- ⑤ 労働災害が3件（電気ポットの湯による火傷、廊下段差踏み外しによる打撲、チェーンソーによる怪我）発生しています。本件の場合は、いずれも軽微な事例でしたが、労働安全衛生上、重大事故発生防止の観点から、想定される危険性の洗い出しとその安全対策及び事例発生の都度、再発防止対策を立てられることが必要と思われると思います。
- ⑥ 過重労働時間の防止として、いわゆる36協定（1月45時間、1年間360時間までの時間外労働）を締結されており、記録上その範囲内となっております。  
なお、職場により又は個人により大きく差がある面もあり、配慮が必要と思われると思います。
- ⑦ 内部監査規程を制定、これに基づく「内部監査実施要項」を制定し、公的研究費の使用について監査を実施され、適正使用が確認されています。  
（要項は、当面、研究費の適正使用に向けてのものとなっておりますが、順次、学園における業務全般についての手順を定められることが期待されます。）

#### 4 監査に用いた書面等

監査に用いた書面等については、理事会及び評議員会等で審議決定された議案内容と、監事の判断で提供願った書類・資料等により検証しました。

#### 5 監査の結果

- (1) 業務の執行状況は、法人の掲げる理念・目的に基づき作成された、中期計画、年度計

画に沿って適正かつ効率的な運営に努められていることを認めます。

- (2) 業務の実績を記載した「平成27年度事業報告書」は、実施状況を正しく表示されていることを認めます。
- (3) 財務諸表は「学校法人会計基準」等に従い作成され、財務諸表を正しく表示していることを認めます。また、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) その他法令若しくは私立学校法に違反する事項はないと認めます。

上記の「本法人の業務及び財産の状況」の監査結果は、常務会へ本報告書により報告いたします。

なお、理事会及び評議員会には、別紙2の「監事監査報告書」により報告いたします。

以上

## 平成 27 年度監事監査実施計画について

(平成 27 年 12 月 17 日 理事長承認)

### 1 監事監査の基本方針

監事監査規程(平成 22. 2. 19 制定)に基づき、例年通り学園全般について、年度末における事業計画の実行状況等の監査(定期監査)を実施します。

### 2 監査の実施方法

- (1) 平成 22 年度に植草学園中期計画(平成 24 年度～平成 29 年度)が策定され、24 年度から、これに基づく各年度の事業計画により各種業務が実施されています。

平成 27 年度も、この「事業計画」の業務の取組み状況及び財産の状況について、書面による業務監査を実施します。

なお、27 年度の事業計画においては、昨年度中期計画の中間見直しが行われ、目指す方向がより明確化され改正されていますので、書面の作成にあたっては充分ご留意いただきたくお願い申し上げます。

### 3 業務監査の事項は、次のとおりとします。

- (1) 「27 年度事業計画」の中から、各学校・園の判断で、特に重点とする継続事業を 3～4 項目選定され、その取組み状況を別紙「実施状況調書」に記載し、提出してください。
- (2) また、27 年度から組込まれた新規事業がある場合は、その取組み状況を「実施状況調書」に記載し、提出してください。
- (3) 本法人が設置する学校・園が、それぞれの所轄機関等による外部監査・実態調査等を受け、留意事項等があった場合は、その内容とその改善等の取組み状況等があれば、これも「実施状況調書」に記載し提出してください。

### 4 関係資料の提出

上記、3 (1)、(2) 及び (3) の監査事項等に関する資料及び刊行物等の提供方もお願いいたします。

- (注) 27 年度開催の次の会議に配布されたに報告書・関係資料及びすでに提供いただいた次の資料は除きます。

- 会議名：「常務会」、「理事会」、「評議員会」、「発達教育学部・保健医療学部教授会」、「短期大学教授会」、「植草学園大学・同短期大学運営会議」、「大学運営協議会」及び「植草学園職員運営会議」
- 「植草学園大学 平成 27 年度履修要項」、「植草学園短期大学 平成 27 年度履修要項」、「U.heart Vol.14, Vol.15」、「植草学園さくら会 会報 2015 Vol.5」、「植草学園大学×短期大学 公開講座 2015 一覧表」

以上

平成 27 年 12 月 17 日

学校法人植草学園 監事 西 川 明  
杉 田 均

監 事 監 査 報 告 書

平成28年5月25日

学校法人 植草学園  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

学校法人 植 草 学 園

監 事 山 田 清

監 事 鈴 木 保 久

私たちは、学校法人植草学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人植草学園寄附行為第14条に基づいて、同学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたって、理事会、評議員会及び常務会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧しました。

また、会計監査人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施しました。

監査の結果、学校法人植草学園の平成27年度における業務は適正であり、計算書類等は、当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

以上